

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

平成30年度 篠山市ふれあい館運営審議会

2 開催日時

平成30年11月15日（木）19時30分から21時まで

3 開催場所

篠山市古市ふれあい館 2階 会議室

4 会議に出席した者の氏名

(1) 委員

(敬称略・順不同)

池本淳、宇杉昌史、上山裕之、植野誠一、田中勇次

(2) 執行機関

市民生活部 野々村 康

人権推進課 中野悟、団野頭一、小崎美保、雪岡香那恵、東田良子、三宅勝、熊岡操、
西田直美、西由利子、内藤芳明

5 傍聴人の数

0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別

公開

7 会議資料の名称

- ・平成30年度 篠山市ふれあい館運営審議会次第、委員名簿、別添資料
- ・部落差別解消推進法周知リーフレット
- ・12月1日人権フェスタと3月16日人権講演会のチラシ

8 審議の概要

1：あいさつ

(部長) 本日急な欠席等もありまして、委員の半数の出席ではありますが予定していましたので開催いたします。今年度は干ばつと大雨が交互に来るような天候で、ふれあい館につきましても、特に味間ふれあい館が風の影響で大変な被害を受けました。他のふれあい館につきましても老朽した箇所が雨漏り等が発生しまして緊急の予算を確保してその補修等を行っているところです。ふれあい館の事業につきましてもハード面ソフト面とも毎年運営委員、審議会委員の皆さまのご意見を頂戴しながら改善を進めているところです。本日もたくさん忌憚のない意見をいただ

きまして、地域の皆さんに喜んでいただく運営に努めたいと思いますのでよろしくお願いします。

2：委嘱状の公布

(事務局) 平成 30 年度・31 年度の委嘱状の交付を行います。任期は 2 年です。(※任期：平成 32 年 11 月 14 日まで)

委員の皆さまにはお世話になりますがよろしくお願いします。

3：自己紹介

4：篠山市ふれあい館運営審議会について

資料 1～9 ページに沿って事務局から説明

5：正副会長の選出

(事務局) 平成 30 年度・31 年度の正副会長の選出につきましては、5 ページ条例施行規則第 7 条で、正副会長は委員の互選によって定めるという形になっておりますが、平成 26 年 9 月 18 日の審議会において、正副会長の選任について 30 年度 31 年度の会長は味間ふれあい館の委員長、副会長には日置ふれあい館の委員長を充てるという申し合わせがなされております。ついては、会長に上山裕之様、副会長に池本淳様を選任させていただきたいと思いますが、異議ございませんか。(異議なしの声あり) ご了承いただけたということで、会長に上山裕之様、副会長に池本淳様にお世話になりますがよろしくお願いします。以降、会長の方で進行よろしくお願いします。

(会長) 申し合わせの中で味間ふれあい館の運営委員長が会長、ということでお世話になります。いろいろとご意見いただきながら進めていきたいと思いますのでご協力をお願いします。

6：報告事項

(1) ふれあい館運営状況について

資料 11～17 ページ、別添館だよりに沿って事務局・各ふれあい館長から説明

(2) 部落差別解消推進法周知リーフレットについて

別添リーフレットを参照して事務局から説明

(3) インターネットモニタリングについて

資料 18～20 ページに沿って事務局から説明

(会長) 事務局からの報告事項について、ご意見ご質問等ありますか。

(委員 A) 意見、思いになりますが、ふれあい館で部落問題や部落のことをいつから語らなくなったんだろうとこの頃思います。特措法時代はいろんな施策があったので、課長クラスの人が毎日のようにふれあい館に来ていた。2002 年特措法が終わって、その前の 2000 年に人権教育啓発推進法ができ 15 年間ほどその法律をやってきた。今日の報告を見て、部落にとって 2 年前にできた部落差別解消推進法はものすごく大事です。今まで積み上げてきた結果、部落解消推進法が時代として必要なだと仕組みの中ではできたが、この時に部落の中の人はどう思ったか。みんなが活動家ではない。ある人は、15 年間、同和対策の法律がなくなった時に部落民だと自覚はあるが直接そう意識していなかった。それが部落という法律ができて、バツとフラッシュを浴びた

みたいだと言いました。また、あなたは強いから部落出身者だと言えるけれど、みんなそんな強くないよと言われました。部落問題をどうとらえるかは同和対策、教育・啓発をどうしていくか最も根本なところだと思います。篠山市において今日的な部落差別をどのように把握されていますか、篠山市の部落民自身がどのような心理状態に置かれると考えていますか。

それぞれのふれあい館で、どれだけ部落の人の心情もひっくるめて接点があるんだろうかと思ったんです。私はふれあい館にちょこちょこ行きます。その時に館長や相談員に部落民としての自分自身の心情を伝えます。でも、ふれあい館から部落民に対して法律ができたけど実際現場、生活しているところではどう思っていますかと聞かれたことがない。聞きたいのは、11 ページ「地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究していきます。」とあり、それはそれぞれの報告の中で書いてありますが、部落の実態どうですか、どれだけ研究されていますか、と思います。篠山市には 24 部落ありますが、本当に部落の実態を知るために何かされたのかなと思います。この 2 年間、部落民としてふれあい館を見てきたが、そういう意味では、部落民からしたら全然ふれあい館に見えない。教室や貸館などされていますが、部落差別をなくそうとするのが全然見えない。また、リーフレットについて、部落の人やそれぞれの構成団体、自治会長や老人会など、そういう人たちとどんな関係を持たれたか聞きたい。リーフレットに関して 1 回も報告もなかったと思います。地元の、地域の人に、推進法についてどうですかと話されたことがありますか、と思います。なかったらそれはそれでいいです。

(会長) 部落差別自体が見えにくくなってきているという現状もあります。ふれあい館の中でも部落差別を含めたすべての差別をなくしていこうとそれぞれの立場で業務に取り組んでいただいていると認識しています。パンフレットの活用とか実際に部落差別に関する相談業務であったりとか、ご意見として出されているのですが、なにか返答できることがあればお願いします。

(畑ふれあい館長) 学習会の機会を通して周知し、推進法に関してまず知っていただくよう努めています。学習の機会を通しながら、これを各個人が家庭に持って帰ってもらって話してもらうのも大切ではないかと思います。

(西紀ふれあい館長) 中学校のやまなみ学級で、今年 1 年間の学習テーマとして結婚差別について学習しています。これは法律ができたということも保護者たちの中でも意識があつてのことで、保護者の方から子どもたちに結婚差別について学ばせてやりたいと意見が強かったためです。館として直接法律のことで勉強会のようなことはしてはいませんが、解放学級の取り組みの中などでよくふれあい館に来てくださる人たちは、少しずつですが理解はしてもらっていると思います。視察研修もいつもでしたら少し交流がメインになっていることをしてきましたが、今年はきっちり部落問題を学ぼうと、たつの市の皮革産業の歴史を学ぶということ、ほとんど部落以外の人の参加でしたが、そういった取り組みをしています。

(味間ふれあい館長) 人権講演会とかで直接部落問題というのはないですが、人権講演会で猿回しの方を呼んだり、視察研修の中で酒蔵に行って女性の杜氏さんのお話を聞いたりしています。部落差別解消推進法について自分の中で理解して事業運営していますが、ふれあい館に来られた方に法律について直接伝えることはなかなかできていない状況です。

(古市ふれあい館長) 推進法のパンフレットができることは昨年度の審議会では話があつて、今年度広報と同時に各家庭にも配られました。配る時が大事かと思います。配るだけだと帰るけどどれだけ見ますか、という部分があると思います。具体的にこのパンフレットを使ってと

いう話はまだできていませんが、学習会など人が集まっている時に、このパンフレットを活用して、意見があったら答えていくような場面、老人会事業、合同子ども会、女性交流学級などの事業の時に投げかけていって返してもらい、答えられないときはまた勉強していくのも大事かと思っています。

(日置ふれあい館長) 先日、地域交流視察研修の際に、人権啓発ビデオを見る前にこのパンフレットを用いて部落差別解消推進法について説明しました。第1条の目的のところから、部落差別は現在もあります、部落差別を解消して部落差別のない社会を実現することを目的とした法律ができたことを周知するパンフレットができました、という形で説明しました。

(委員 A) 次に相談事業に関連しますが、このパンフレットを配って、部落の子どもたちや今20代30代の保護者がどうなのか、すごく心配です。今までなら特別に部落がどうこうというのはなかったが、この推進法ができてパンフレットが全戸に配られて、市は小学校・中学校で部落差別の学習を進めるとともに大人を対象とした住民学習や人権講演会での学ぶ機会を継続的に進めていく必要があると考えておられますね。小学校中学校の子どもたち、今まで部落とか同和とか直接聞いてなかったから話題にならなかったです。でも今回この法律ができてこれを知らせるということになったら、学校現場で伝えていくんです。その時に初めて聞く人が結構おられると思います。以前は、解放学級はほとんどやられていたと聞いていますが、今はこんなに少ないです。直接触れる機会がなかった子どもたちや保護者が今回接するんです。その時に相談を持ち掛けられたらどうなんだろうと思います。住民学習で部落問題をテーマに話しに行ったときに、高齢者の人が、昔はこうやったという話をされ、昔のイメージがそのまま残っていて、そのイメージで家で部落って何ってなった時に、どうなるんだろうという心配がある。自分自身のことを言えば、子どもたちは一緒に住んでいたし解放学級にも行っていたので、直接守ってやれたが、今は孫は別の地区に住んでいるので、部落出身やと知ったときにどう守ってやれるかが自分自身の課題です。ふれあい館で相談があった時にみなさんが答えていくわけです。そういう事態が想定できるので、部落差別の今一番の課題だと思っています。そのことを知ってほしいです。部落民がこの法律をどう捉えてどのように自分の中で消化していくのか。パンフレットにも「寝た子を起こすな」は誤りですと書いてありますが、この課題は水平社ができた時からの課題です。水平社ができて自分たちで部落差別をなくすんだと決起した人はいいが、多くの部落民は寝た子を起こす必要はないという立場に立った。それが延々と続いている。地区外の人だけが寝た子を起こすな、ではなく、部落民の中でも触れてくれるなという人は多くいる。その中でも我々は部落差別をなくしていかないといけない。

(会長) 色々ご意見もいただいております。部落問題についてふれあい館それぞれ部落解放同盟とも連携していただきながら問題にどういった形で取り組んでいくのか、相談しながら進めていただけたらと思います。

7：協議事項

31年度ふれあい館運営方針について

資料21 ページに沿って事務局から説明

(会長) 平成31年度のふれあい館運営方針について、30年度を踏襲した形でと説明いただきました。何かご意見等ございますか。協議事項ということで採決を行います。ご意見なければ

挙手をお願いします。ありがとうございます。皆さん賛成いただきましたので、ご説明いただいた形で進めていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

8：意見交換

(会長) 何か全体を通してご意見等ございましたらお願いします。

(事務局) 先ほどのご意見の中で、ふれあい館で部落差別について語られなくなって長く暮れるというお話がありました。部落問題を語るには部落問題を知らない住民の方もお話ができないと考え、その取り組みとして、まず今の部落差別がどういう状況で現れているのかということをお私たちが勉強するために人権推進課職員の研修を行いました。県連から北川さんに来ていただいて、ネット上の差別問題や差別書き込み、鳥取ループ示現舎の部落探訪はどんなことが書かれているのかなど詳しく教えていただきました。ここから私たちのスキルアップにつなげていき、1回限りではなく今後もまた新たなテーマで勉強を続けていきたいと考えています。私たちが部落問題を学習することで地域の方々に部落問題についても、声をかけていただける、お話していただける職員にならないといけないと考えさせてもらっているところです。それと、この春、社会福祉法が少し改正されまして、これまで、隣保館は社会福祉施設であると言いながらも、社会福祉施設の枠からちょっと出たところにあつたのですが、今回、隣保館は社会福祉のための社会資源であるということがちゃんと法律の中にも書き込まれていることを社会福祉とともに隣保館も頑張っていこうと、厚生労働省で「我が事・丸ごと」というテーマを掲げて、他人事ではなくわがごととして隣保館も含めて地域社会全体で考えていこう、地域課題全体を考えていこうという方針が出されています。その地域課題の中には、部落差別も含まれるというお話が出ていて、そういう方向でやっていきたいということなので、隣保館も市も地域の団体も地域の住民の方もみんなもどもに部落差別解消に向けて取り組んでいかないといけないという方向が出されています。これから篠山市のふれあい館においてもそういう方向で頑張っていきたいと思っています。

(会長) ふれあい館の中でも色々取り組んでいただいて、勉強されたとありましたので色々教えていただけたらと思います。

9：その他

12月1日人権フェスタと3月16日人権講演会について案内

10：閉会 (21:00)

(副会長) ご審議いただき次年度の運営方針の決定いただいたということで各ふれあい館の委員のみなさん、職員の皆さんの協力のもと運営の方お願い申し上げまして、会議を終えたいと思います。本日は大変ご苦勞様でした。